

様式第4号（第8条関係）

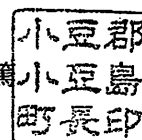
小環衛収第389号

一般廃棄物処理業許可証

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可する。

平成30年9月1日

小豆島町長 松本 篤



許可番号	30第8号
許可業者	有限会社 タムラリサイクルセンター
一般廃棄物処理業の種類	中間処理(破砕)
取扱う一般廃棄物の種類	木くず
許可の条件	<ol style="list-style-type: none">1. 産業廃棄物と混載しての受入をしないこと。2. 受入、破砕したものは保管場所で飛散等ないように保管すること。3. 廃棄物処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則、小豆島町廃棄物及び清掃に関する条例等の関係法規を厳守すること。4. 月報その他必要な書類を町長に提出すること。 (小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条)5. 許可を受けた事業内容について変更する場合は届け出ること。6. その他町長の指示に従うこと。
許可期間	平成30年9月1日から平成32年8月31日まで
主な施設の種類及び数量	自走式木材破砕機 1台 96.0t/日(8時間)